

## コメント回答 1（性能維持施設に対する法令の整理）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	事業者見解
<p><b>（設置の許可）</b>  <b>第四十三条の三の五</b>            発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。            2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。            一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名            二 使用の目的            三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数            四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地            五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備            六 発電用原子炉施設の工事計画            七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量            八 使用済燃料の処分の方法            九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項            十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項            十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p><b>（廃止措置実施方針に定める事項）</b>  <b>第一百十条の二</b>            法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。            一 氏名又は名称及び住所            二 工場又は事業所の名称及び所在地            三 発電用原子炉の名称            四 廃止措置の対象となることを見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地            五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法            六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し            七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）            八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄            九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理            十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等            十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一条及び第百二十一条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間            十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法            十三 廃止措置の実施体制            十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム            十五 廃止措置の工程            十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の法律、規則では、性能維持施設とする観点定められていない。</li> <li>● 性能維持施設は、各廃止措置計画の審査基準にて観点が示されている。</li> </ul>
<p><b>（発電用原子炉施設の維持）</b>  <b>第四十三条の三の十四</b>            発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。</p>	<p><b>（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）</b>  <b>第四十条の二</b>            法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の法律、規則により、性能維持施設は技術基準に適合するように維持することが要求されている。            ただし、技術基準第三条の二において、「法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第百十条の二第十一号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措</li> </ul>

コメント回答 1 (性能維持施設に対する法令の整理)

		<p>置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。」と規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● もんじゅは、技術基準規則の要求事項に代わり、廃止措置計画にて原子炉設置許可等、既往の許認可を基に維持機能及び性能を設定している。</li> <li>● 原子炉保安規定に施設管理に関する事項を定め、上記の要求事項への適合性を維持している。</li> </ul>
<p><b>(定期事業者検査)</b>  <b>第四十三条の三の十六</b>          発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 定期事業者検査を行う発電用原子炉設置者は、当該定期事業者検査の際、発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	<p><b>(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)</b>  <b>第五十四条</b>          法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の法律、規則により、性能維持施設は、定期事業者検査により技術基準に適合していることを確認することが要求されている。</li> <li>● もんじゅは、技術基準規則の要求事項に代わり、廃止措置計画にて原子炉設置許可等、既往の許認可を基に維持機能及び性能を設定している。</li> <li>● 原子炉保安規定に定期事業者検査に関する事項を定め、上記の要求事項への適合性を確認している。</li> </ul>
<p><b>(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)</b>  <b>第四十三条の三の二十二</b>          発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設の保全          二 発電用原子炉の運転          三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において</p>	<p><b>(発電用原子炉施設の施設管理)</b>  <b>第七十六条</b>          法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五（<u>設置の許可</u>）第一項又は第四十三条の三の八（<u>変更許可及び届出等</u>）第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四（<u>発電用原子炉</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の法律、規則により、性能維持施設は、施設管理方針及び施設管理の目標を定め、施設管理実施計画を策定し、技術基準に適合する性能を維持することが要求されている。</li> <li>● もんじゅは、技術基準規則の要求事項に代わり、廃止措置計画にて原子炉設置許可等、既往の許認可を基に維持機能及び性能を設定している。</li> <li>● 原子炉保安規定に施設管理に関する事項を定め、上記の要求事項への適合性を維持している。</li> </ul>

## コメント回答 1 (性能維持施設に対する法令の整理)

<p>特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。</p>	<p>の廃止に伴う措置) 第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項(廃止措置計画の変更)の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。</p> <p>三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。)を定めること。</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)</p> <p>イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間</p> <p>ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。</p> <p>七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。</p>	
--	--	--

( )内にイタリック体で記載したものは、説明性の観点から追記したものである。